

児童・生徒の非行や犯罪被害防ごう

学校と警察が連携して

学校と警察が連携して、児童や生徒の非行を防ぎ、また犯罪被害から守る「学校・警察児童生徒健全育成推進制度」が創設されました。

最近、全国的に少年の非行が深刻化する一方、児童・生徒が犯罪の被害者になる事件も多発しています。また、学校では、一部の児童や生徒が、校内の秩序を乱したり、ほかの子どもの学習に支障をきたす行動をとったりすることもあります。このような状況に対し、学校と関係機関が連携して対策を進めるこ

とが必要。非行や被害の防止に努めるとともに、該当する児童・生徒への支援や指導の充実を図るために創設されました。

目的

この制度は、児童・生徒の非行や犯罪被害などに、学校と警察が自らの役割を果たすとともに、連携して対応することにより適切な支援や指導を行い、健全で充実した学校環境や学校生活を確保することが目的です。

主な内容

非行や犯罪被害などに関する情報交換を通して、関係機関の

連携体制を整えます。

連携する機関は、教育委員会（市立小中学校・養護学校・高校）、前橋警察署、前橋東警察署、大胡警察署、県教育委員会、県警察本部です。

情報交換は、児童・生徒の非行や犯罪被害防止などのために行い、個人情報取り扱いには十分配慮します。情報交換で得た情報を、児童・生徒の不利益になるように用いることはありません。また、学校から警察に連絡するときは、保護者の理解を得るように努めます。学校と警察の間で情報を交換する事例は次のとおりです。

警察から学校へ

逮捕した 検挙・補導したときで、非行の原因や動機が学校や他の児童・生徒に関係する集団での非行、薬物乱用によるもの、児童や生徒の安全を確保するために必要な情報

学校から警察へ

学校の秩序の維持に重大な支障がある、他の児童や生徒などの安全確保に支障が生じ、重大な権利侵害の恐れがある。
○：問い合わせは青少年課 231-5138へ。

大人が模範を示しましょう

あいさつで健全育成運動

三月十六日 から四月十五日まで「大人の自覚と地域の連帯感で子どもたちの社会的自立を進めよう」を目標に、春の青少年健全育成運動が実施されます。次のことを心掛けましょう。

親や大人は子どもの模範に

大人一人ひとりの行動が子どもにも与える影響の大きさを自覚し、子どもから信頼される態度・行動を取りましょう。

あいさつや声掛けを

あいさつは人と人をつなぐ懸け橋です。大人から進んであいさつをしたり、褒める・認める・感謝する言葉を掛けたりすること

認可外保育施設の利用料を補助

第3子以降の子ども対象

就学前の第三子以降の子どもが通う認可外保育施設の利用料相当額を補助します。なお、これは保護者の子育てに対する経済的な負担を軽くする目的で、今回は一月から三月分までの利用料が対象です。

対象 ① 次のすべてを満たし、本市に住民登録している人。対象児童が就学前で第三子以降、同一世帯で子を三人以上扶養している、運営状況の報告などをして認める認可外保育施設（市外も可）を利用し利用料を支払い



とで、子どもとの関係が深まっています。

あいさつや声掛けで、誰もが顔見知りになれる地域をつくり、子どもが安心して暮らせる、犯罪・非行のないまちづくりを目指しましょう。

○：問い合わせは青少年課 231-5138へ。

済み 補助金額 月額二万七千円（日額千五百円）を限度に実際に支払った利用料額 申し込み 4月1日～28日 に印鑑・該当児童の戸籍の全部事項証明書（謄本。ただし、前回提出済みの人は不要・施設利用料受領証明書または利用料の領収書（利用児童・利用施設・月単位や日単位などの利用形態・利用料・利用日時などが確認できる物・保護者名義の預金通帳を用意し、市役所児童家庭課（890-6268）へ直接